



労働法塾（全3回）

～働き方改革にバッチリ対応！！～

今年4月から働き方改革の労働関係法令が実施されており、各企業の皆様はすでに対応または対応の準備を進めておられることと存じます。働き方改革の課題は、広範囲なものとなっており、2023年までひとつずつ順次取り組まなければなりません。テキストや資料を用意して、労働法や実務に精通した二人の社会保険労務士が、3回に分けて分かりやすくお話いたします。二人の講師によるトーク・セッションも毎回行い、皆様方が聴きたいこと、知りたいことの核心に鋭く迫ります。お楽しみに！！今回の研修会は、お忙しい経営者の方や後継者の方のご意向を汲み、19時から21時までの開催とさせていただきます。

講師

上條事務所
特定社会保険労務士

上條 昭夫 氏

藤本社会保険労務士事務所
特定社会保険労務士

藤本 薫 氏

日時

令和元年**10月29日(火)**

11月19日(火)

12月 3日(火)

いずれも19:00～21:00

会場

宇部商工会議所

(宇部市松山町1-16-18)

受講料

1,000円 (テキスト・資料代込み)

定員

15名程度 ※定員になり次第締め切ります

セミナー内容

働き方改革の各課題について

- ・ 年次有給休暇の取得義務
- ・ 時間外労働の上限規制
- ・ 労働時間の適正な把握
- ・ 正規と非正規の不合理な待遇差の禁止
- ・ 勤務間インターバル制度等々

①なぜ今それが求められているのか？

②その課題をどのように対応・克服していくべきか？

お問い合わせ・お申し込み先

宇部商工会議所・中小企業相談所

TEL・0836-31-0251

FAX・0836-22-3470

【URL】 <http://www.ubecci.or.jp/>

FAXにてご送信ください

労働法塾参加申込書

会社名	〔業種〕
所在地	〔TEL〕
	〔FAX〕

受講希望者		役職名	
受講希望者		役職名	

申込先 ▶ 宇部商工会議所〔担当／重原・為近〕宇部市松山町一丁目16-18 TEL/0836-31-0251 FAX/0836-22-3470

※参加受諾のご連絡はいたしませんので、直接会場へお越し下さい。（満員の場合にはご連絡いたします。）

※ご記入いただいた情報は、商工会議所からの各種連絡・情報提供のために利用するほか、講習会・セミナーの実態調査・分析のために利用することがあります。